

平成 17 年 8 月 3 日

各 位

会社名 株式会社 ウッドワン
代表者名 代表取締役社長 中本 祐昌
(コード番号 7898 東証・大証第 1 部)
問合せ先 取締役経理部長 吉岡 孝治
(TEL 0829 32 3333)

新株予約権を活用した企業価値防衛策の導入に関するお知らせ(訂正)

当社は、企業価値最大化のための取組として、当社に対する濫用的な買収等を未然に防ぐため、**第一回 SPC 方式信託型セキュリティプラン型新株予約権**(特別目的会社及び信託を用いて新株予約権を発行する方式、以下「**企業価値防衛策**」といいます。)及び**第一回事前警告型セキュリティプラン型新株予約権**(新株予約権に関する発行登録制度を用いる方式、以下「**企業価値防衛策**」といいます。)の何れかを企業価値防衛策として導入することにつきまして、本年 5 月 25 日に概要を公表し、当社定時株主総会による承認(特別決議)を得た後、本年 7 月 1 日に発行決議ならびに発行登録に関しプレスリリースを行いました。

しかしながら、平成 17 年 7 月 7 日に国税庁より「新株予約権を用いた敵対的買収防衛策の【新類型】に関する原則的な課税関係について」という資料が公表されたため、当社は所管の国税局に上記の新株予約権を活用した企業価値防衛策に関する課税関係につきまして照会を行ったところ、当社の導入した企業価値防衛策がいずれも上記の【新類型】に該当することが確認されました。

これに伴い、本年 5 月 25 日付の当社プレスリリース「新株予約権を活用した企業価値防衛策の導入に関するお知らせ」(同資料は本年 7 月 1 日付の当社プレスリリース「新株予約権の発行決議ならびに新株予約権発行に係る発行登録に関するお知らせ」の添付資料として使用しております。)を以下のとおり、訂正いたします。

なお、訂正部分には____を付して表示しております。

記

2 企業価値防衛策 の仕組み

(3) 企業価値防衛策発動時に株主・投資者に与える影響等

(訂正前)

(中 略)

但し、本年4月28日に国税庁が示した見解によれば、新株予約権が無償で分配されるため、分配を受けた法人株主の皆様には、受益の意思表示の時点において、新株予約権の時価相当額を受贈益が生じ、分配を受けた個人株主の皆様には、受益の意思表示の時点において、新株予約権の時価相当額の経済的利益が生じ、それぞれに対する課税が生じるものと解されます。

(訂正後)

但し、本年7月7日に国税庁が示した見解によれば、企業価値防衛策 は【新類型】に該当するため、新株予約権が無償で分配されても、分配を受けた法人株主及び個人株主の皆様には、新株予約権の分配を受けた時点もしくは行使の時点のいずれにおいても、課税が生じないものと解されます。

3 企業価値防衛策 の仕組み

(2) 企業価値防衛策発動時に株主・投資者に与える影響等

(訂正前)

(中 略)

但し、本年4月28日に国税庁が示した見解によれば、新株予約権が無償で付与されるため、付与を受けた法人株主の皆様は、付与の時点で、新株予約権の時価相当額を受贈益が生じ、また、付与を受けた個人株主の皆様は、行使の時点で、株式の時価と権利行使価額(新株予約権を行使した際の払込金額)との差額に対して課税されるとされております。

(訂正後)

但し、本年7月7日に国税庁が示した見解によれば、企業価値防衛策 は【新類型】に該当するため、付与を受けた法人株主及び個人株主の皆様には、新株予約権の付与の時点もしくは行使の時点のいずれにおいても、課税が生じないものと解されます。

以 上